

兵庫県後期高齢者医療広域連合告示第4号

令和2年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会において令和2年2月3日議決された令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次のとおりである。

令和2年2月4日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 藤原 保幸

令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ787,527,068千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------------------------|-------------------------------|---------------------|
| | | 千円 |
| 1 市 町 支 出 金 | | 1 4 5, 2 3 6, 9 4 1 |
| | 1 市 町 負 担 金 | 1 4 5, 2 3 6, 9 4 1 |
| 2 国 庫 支 出 金 | | 2 4 8, 8 4 6, 3 9 6 |
| | 1 国 庫 負 担 金 | 1 8 9, 7 2 9, 8 4 7 |
| | 2 国 庫 補 助 金 | 5 9, 1 1 6, 5 4 9 |
| 3 県 支 出 金 | | 6 5, 9 4 5, 3 9 8 |
| | 1 県 負 担 金 | 6 5, 9 4 5, 3 9 8 |
| 4 支 払 基 金 交 付 金 | | 3 2 0, 6 1 6, 8 2 4 |
| | 1 支 払 基 金 交 付 金 | 3 2 0, 6 1 6, 8 2 4 |
| 5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金 | | 3 4 0, 3 1 6 |
| | 1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金 | 3 4 0, 3 1 6 |
| 6 繰 入 金 | | 5, 5 7 5, 5 0 1 |
| | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 1 |
| | 2 基 金 繰 入 金 | 5, 5 7 5, 5 0 0 |
| 7 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 8 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金 | | 1 |
| | 1 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金 | 1 |
| 9 諸 収 入 | | 9 6 5, 6 9 0 |
| | 1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 | 9, 8 6 6 |
| | 2 預 金 利 子 | 6, 3 4 2 |
| | 3 雑 入 | 9 4 9, 4 8 2 |
| 歳 入 合 計 | | 7 8 7, 5 2 7, 0 6 8 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------------|---|---|
| | | 千円 |
| 1 保 険 給 付 費 | 1 療 養 諸 費 2 高 額 療 養 諸 費 3 そ の 他 医 療 給 付 費 | 785,752,158 747,533,297 36,060,611 2,158,250 |
| 2 特別高額医療費共同事業拠出金 | 1 特別高額医療費共同事業拠出金 | 332,223 332,223 |
| 3 保 健 事 業 費 | 1 健康保持増進事業費 | 1,308,550 1,308,550 |
| 4 公 債 費 | 1 公 債 費 | 1 1 |
| 5 諸 支 出 金 | 1 償還金及び還付加算金 2 繰 出 金 3 基 金 積 立 金 | 124,136 124,134 1 1 |
| 6 予 備 費 | 1 予 備 費 | 10,000 10,000 |
| 歳 出 合 計 | | 787,527,068 |